

## 第8回 尾張旭市議会議員政治倫理審査会

令和4年8月22日（月）

### 議 題

- 1 措置の審査について
- 2 尾張旭市議会議員政治倫理審査会結果報告書について
- 3 その他

午後1時30分開議

**会長（早川八郎）** 定刻になりましたので、始めてまいります。

ただいまより第8回議員政治倫理審査会を始めます。

初めに申し上げますが、タブレット端末等の持込みに関しまして、櫻井委員より申出がありましたので、これを許可しておりますので、御承知ください。

それでは、ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第8回尾張旭市議会政治倫理審査会を開催いたします。

初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

議事課長。

**議事課長** それでは、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

次第の裏面に一覧を記載してございます。

まず、議題1の資料といたしまして、本日の進め方（案）。次に、議題2の資料といたしまして、資料2が審査結果報告書（案）。議題3の資料はございません。

なお、資料2を御覧いただきたいと思います。

本日机上に配付させていただいております資料につきましては、先日、全委員に審査結果報告書の案としてメールで送付させていただきましたが、そこから2点、ちょっと修正がございますので、その修正部分を説明させていただきたいと思います。

まず、資料2と書いてあります、会長名が書いてありますものですが、「会長 早川八郎」と書いてあるすぐ下に「審査結果報告書」とございますが、さきに送付いたしました報告書（案）につきましては、この位置がセンタリングではなく、左のほうに寄った形になっておりました。「審査結果報告書」の位置がセンタリングに修正されておりますので、まず修正箇所として1点、そちらがございます。

もう一点につきましては、1枚おめくりいただきまして、ページ数でいけば3ページ、すみません、ページ数が書いていないので申し訳ございませんが、別紙と書いてあるものです。2枚目の別紙と書いてあるものです。

1として、「審査会の設置」とありまして、2として、「審査の経過」としてあります。その

「審査の経過」の「第1回審査会は、令和4年6月6日（月）に開催し」とありますが、その4行目で、「補足事項として、審査請求書の確認では、「審査請求の代表者である松原議員からの審査請求の趣旨等の説明」を行った。」となっておりますが、すみません、言い回しがほかの箇所と異なっておりますので、この2行を修正させていただきます。

ちなみに、送付したものの記載としましては、「補足事項として、審査請求書の確認においては、「審査請求の代表者である松原たかし議員から審査請求の趣旨等について説明」をしていただいた。」という表記になっておりましたが、この2行を、ほかの部分と言い回しを合わせる形で修正しております。修正箇所につきましては、以上2点になります。

配付資料の説明は以上でございます。

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

ここまでで確認等ありますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

**会長（早川八郎）** そうしたら、初めに、本日の進め方について確認したいと思います。

本日は、まず最初に措置の審査を行い、その後、結果報告書を取りまとめていきたいと考えておりますが、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

それでは、本日は、まず最初に措置の審査を行い、その後、結果報告書を取りまとめていきます。

ここまでで確認事項等あれば、発言をお願いします。

（発言する者なし）

**会長（早川八郎）** じゃあ、進めます。

それでは、議題1、措置の審査についてを議題といたします。

前回の会議においてお聞きした委員の皆さんの意見は、「議員辞職勧告を行う」が3名、「公開の議場で戒告を行い陳謝を求める」が1名、「嚴重注意処分などの議長が必要と認める措置を講じる」が2名でした。前回の会議では、措置に関しての審査会の結論を出すことはせずに、各委員の意見を聞くにとどめました。

ですから、今日は、まず、一度持ち帰っていただいた内容を各委員の方から、もう一度発言を今回いただきたいと考えております。

審査会の結論とするには、出席委員の3分の2以上の同意が必要となります。しかしながら、現状では3分の2を得ることは難しいと思われまますので、この場合は審査会結果の報告書には、何名の委員から何々がありましたよというような感じで記載していくことになると思いますので、よろしくをお願いします。

取りあえず、今回もう一度御意見を伺いますので、皆さん個々に発言をしていただきたいと思います。その内容としましては、最終的な意見についてと審査結果の報告書の記載について

てを皆さんから御発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、陣矢委員のほうから、よろしくお願ひします。

**委員（陣矢幸司）** 私は前回と変わらず、(3)の議員の辞職勧告を行うことが適当だと判断をいたしました。考え方としては、審査請求の対象となる内容が、おなかで相手議員を押しした行為であり、この行為が前後を含めて審査した結果、暴力行為と判断をしました。

要綱第9条にある(1)から(4)の措置のうち、(4)の「審査会及び議長が必要と認める措置を行う」は、それを仮にそれぞれが提案した場合、これまたまとめるのが難しくなるため、最初から措置を提案するべきではないかなと考えまして、そうなると、(1)から(3)で判断しなければならず、暴力行為は一番重い(3)の議員辞職勧告を行うことが適当だと判断しました。

今回の判断が前例となりますので、暴力行為に大小はなく、やはり一番重い措置に該当しなければ、暴力行為を容認していると取られかねません。また、ここが議会であり、議員であることを考慮して、個人の間人性や関係性は考慮せず、ただ行為に対して判断をいたしました。

以上です。

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

それでは、秋田委員、お願ひいたします。

**委員（秋田さとし）** よろしくお願ひいたします。

前回同様、私のほうも意見のほうは変えるつもりはございません。山下議員の行為については、委員の全員が、行為そのものがあつたことについて認め合いました。

山下議員の弁明に対しては、初めからおなかで相手議員との接触は認めていました。山下議員の弁明を聞きましたけれども、聞くたびに少し弁明が変わってきているということも感じましたし、また、「殴られるようにやった」「殴られればよかった」等の発言もあつたことの証言もありました。そのようなことを鑑みても、尾張旭市議会議員政治倫理要綱の第3条に抵触するのではないかと考えております。

山下議員については、反省の言葉も聞かれましたけれども、おなかで当たつた行為に対する謝罪ということはなかつたと思います。少しでも反省をしているということがあれば、辞職勧告までの措置にはいかなかつたかもしれないですけども、私の中では、本人の反省の色があるのであれば、公式の場にて謝罪をしていただくこともありなのかなと思いますけれども、前回同様、私としては辞職勧告という形を取らせていただきます。

以上です。

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

じゃあ、丸山委員、お願ひいたします。

**委員（丸山幸子）** 私も先回と変わらず、公の場において戒告、そして謝罪ということを求めたいと思います。

**会長（早川八郎）** 以上でよろしいですか。

櫻井委員、お願ひします。

委員（櫻井直樹）　お願いします。

結論から言いますと、私も先回とは変わらない措置内容です。厳重注意等、議長が必要と認める措置を講ずるということで考えました。

理由としては、いろいろお話を伺い、事実を確認する中でも、山下議員のほうからは、いろんな思いがあって、理由は分かるけれども、こういうふうに体の接触があったということで、反省をしている部分が私自身としては感じられましたので、措置としては、議長からの厳重注意等の措置でいいかなというふうに考えています。

以上です。

会長（早川八郎）　はい、ありがとうございました。

花井委員、お願いします。

委員（花井守行）　私も前回と同じ、4番、議長が必要と認める措置でお願いしたいんですが、まずこの件のあった日、監査委員にさかえ議員の名前が挙げたことを受け、山下議員が監査役にふさわしいかどうかということをお早川議員と話している中で、松原議員が何を言ってもいいのかというような発言から、この件が始まっております。

前回、第7回審査会において、松原議員本人も、これからも負けになるからというような趣旨で、「向かっていった」という証言をしております。なので、私は、山下議員がおなかで押す行為というのは、一連の山下議員の一方的ではなく、2人の同時暴行であるという認識をしております。

とはいえ、実際には、山下議員もおなかをぶつけたという証言をしておりますので、ここは、あとは議長が必要と認める措置。ただ、私は、10・0ではないと思いますので、そこは議長のほうに、松原議員のほうにも注意、山下議員には厳重注意、このような措置をしていただけたらいいなと思っております。

以上です。

会長（早川八郎）　花井委員、申し訳ないんですけども、今の部分、松原議員に対してのお話が出たんですが、今回ちょっと審査内容が、松原議員から出てきた内容についての審査になりますので、御意見としては伺っておきますが、ちょっとその部分は審査の対象から外れますので、その辺は御理解いただきますよう、よろしくをお願いします。

（傍聴席から発言する者あり）

会長（早川八郎）　傍聴者の方、静かにしてください。

（傍聴席から発言する者あり）

会長（早川八郎）　傍聴者の方、お静かにお願いします。

（傍聴席から発言する者あり）

会長（早川八郎）　傍聴者の方、お静かにお願いいたします。

それでは、副会長、日比野さん、お願いします。

委員（日比野和雄）　それでは、私の意見を申し上げさせていただきます。

私は、前回同様、議員の辞職勧告を行うという立場であります。内容について申し上げますと、いずれにしても、言論の府である委員会、議会、いろんな場面の中で、おなかで相手を押したと。これは意識的に実施をされたわけですが、言論の府の中で、軽度といえども、これは暴力であると私は判断いたしました。

したがいまして、今申し上げたとおりの結論を導きました。政治倫理要綱第3条に抵触するということです。

以上です。よろしくお願いします。

**会長（早川八郎）** 日比野委員、結論がちょっと分かりづらいんですが、そこをもう一回おっしゃっていただけますか。

**委員（日比野和雄）** 議員の辞職勧告を行うということです。よろしくお願いします。

以上です。

**会長（早川八郎）** それでは、今回、この審査の中身は、会長である私のほうも発言しなければいけないというふうになりますので、ここで司会のほうというか、会長を日比野副会長のほうに代わりますので、よろしくお願いいたします。

（会長交代）

**副会長（日比野和雄）** では、早川委員、よろしくお願いします。

**委員（早川八郎）** では、私、結論のほうから申し上げます。

私は、櫻井委員と同じように、嚴重注意処分などの議長が必要と認める措置を講じるということをお願いしたいと思っております。あと、今回、ほかの委員の方から、山下議員からの謝罪という言葉がありましたけれども、これは私から考えると、強制的にするものではなくて、山下議員が自ら謝罪したいなと思えば、その場面とかを議長のほうにお伝えしていただければいいなと思っております。結論的には嚴重注意処分だけということになります。

以上です。

**副会長（日比野和雄）** ここで会長を交代いたします。

（会長交代）

**会長（早川八郎）** では、ちょっと確認のほうをさせていただきます。

皆さんのお手元の資料の2のところの四角い部分がありますよね。ここをちょっと見ていただけますか。

このところで、前回からの意見が変わっていないというふうに判断しますが、この辺りは、皆さんよろしいですか。一度ここ目を通していただいて、そうしますと、今日つくったこの部分が、このまま議長のほうに提出というような形になりますので、もう一度、皆さん、少し時間を取りますので、再度確認をお願いいたします。

見ながら結構なんですけど、一つ違うところが、下から2行目の「2名の委員からは「嚴重注意処分などの議長が必要と認める」」というところの2名が3名になります。私のほうが含まれておりませんでしたので、前回。そこを含めて、いま一度確認をお願いいたします。

(資料熟読)

会長（早川八郎） 皆さん、いかがでしょうか。お気づきの点とか、何かここを直したほうがいいんじゃないかというところはありませんか。よろしいですか。

花井委員。

委員（花井守行） 四角の中だけじゃなくて、この案全部ですか。

会長（早川八郎） はい。だから、事前に……

花井委員。

委員（花井守行） じゃあ、すみません、具体的に追記をお願いしたい箇所があるんですが、ページ内の2枚目、2ページ目というんですかね。上から4行目、「当該行為に至るに当たり相手議員の言動等について山下議員は意見を述べられた」のところで、山下議員の意見を少し追記していただきたいのが、「監査委員にさかえ議員の名前が挙げたことを受け、監査役にふさわしいかどうかなどを早川議員と話している中で、松原議員が何を言ってもいいのかという発言から、この件の始まりであるというような意見を述べられたが」という追記をまず1か所お願いしたいのと、2点目は、その下からあと下2行、「本審査会においては措置の結論を得ることはできなかったが、委員の中に」というところで、「議員の身分に関わる措置を求める意見も出された」というところの中に、「別の委員の中には、「第7回審査会にて松原議員本人も、これから負けとなるから向かっていったという証言もあり」」、「おなかで押す行為は山下議員の一方的でなく、2人の同時暴行であるという意見も出されたが」というのを追記をお願いしたいと思います。こちらの1から8までもですね。

会長（早川八郎） 取りあえず続けてください。

委員（花井守行） では、第7回審査会のところで、7回審査会の最後の辺り、「及び当該行為は政治倫理基準に違反することを認定した。」のところで、「認定した」の前のところに、「1名、賛否を取るときに退席し、残りの委員全員の賛成で違反することを認定した」。つまり1名、賛否を取るときには退席したという事実を記載していただきたいと思います。

以上3点です。

会長（早川八郎） じゃあ、一つ一つ整理していきます。

まず、先ほどの四角の中の1ページ目の下の四角のところは、皆さんよろしかったですか。

(「はい」の声あり)

会長（早川八郎） じゃあ、おめくりください。

今、花井委員からお話ありました、まず1点目としまして、私、早川と山下議員がお話をしているときにということが少しあったんですが、その辺りは皆さん、どう判断されるか別ですけれども、追記ということに御同意いただければ追記しますが、関係ないよと言われればそうですけれども、ここは判断は、ちょっと皆さんに伺いたいと思いますが。

花井委員、ここを入れてほしいというところは、おなかで押した行為がある前のときに、ということがあったよということを追記したいという意図になりますか。

花井委員。

**委員（花井守行）** この報告書は、いずれ市民にも公開され、市民はこの報告書を見て、この件が一連どんな事件だったかということを読解する大事な資料、報告になると思いますので、そういった読まれた市民の方が少しでも分かるように。もちろん議事録とかいろんなもの、参照にはなると思いますが、分かるように書いたらどうか。それから、この物事の始まりですので、やはり始まりは書くべきだと、私はそう考えております。

以上です。

**会長（早川八郎）** 今の意見について。

櫻井委員。

**委員（櫻井直樹）** ちょっと確認なんですけれども、今の花井委員のことで、何を言ってもいいんですかという場面ですけれども、休憩中であって、休憩中は何言ってもいいのかというふうな言葉のやり取りが、休憩中だから何を言ってもいいんですかというふうなことのやり取りがあったんではないかというふうな、僕は認識があったんです。だから、そのときに、早川議員は休憩中にいなくて、休憩中に起こった、いわゆる僕は悲惨事というふうな受け止めているんですけれども、暴力行為的なことで、本当にこの部屋が騒然とした雰囲気になったというふうな状況が休憩中であって、事務局の方も本当に止めに入ったということが休憩中に起こったというふうな認識で、何を言ってもいいんですかというふうなやり取りは、私の受け止め方としては、休憩中だから何を言ってもいいんですかというふうなことを松原議員は言われたような気がしたんですが、違っていますか。どうでしょう。

**会長（早川八郎）** 花井委員。

**委員（花井守行）** もう一度そこをぶり返すと、今日ここまで来た審査会をもう一度、事実認定も含めて行ななきゃいけないような内容になってしまうので、それはもう皆さん審査して、おなが当たった行為はあった。それから、今回、政治倫理審査に当たるというところまで来ておりますので、私は、それは何を言ってもいいのかというのをどう解釈するかは、また議事録など、いろいろ細かいところを参照すればいいと思いますので。

ただ、こういう会話が合った、早川議員がいるいないはありますけれども、それはそういう録音テープがあるとおりの、なので、私は録音テープ、人間を使って再生してほしいとやったんですけれども、それも却下されたので、それもなくて今日、今日来ましたので、何を言ってもいいのかという発言をきっかけにこの件が始まったという事実でありますので、それは記載すべきだと思います。

**会長（早川八郎）** 花井委員。ちょっと待ってくださいね。

まず今、却下されたと言ったんですが、多分、何をおっしゃっているかということ、事実認定のときに行為があったところ、実証見分が何かしてほしいということも却下されたということかもしれないけれども、先日私もお話ししましたが、花井委員が山下議員とお話ししているときに、山下議員がそのことをしなくてもいいよというようなニュアンスがあって、私がお話の後、

よろしいですかと言ったときに、花井委員は何もおっしゃっていなかったですから、却下したつもりはございませんので、もし却下というふうに進めたのであれば、ちょっと私も説明不足だったかもしれませんが、そういうつもりはございませんでしたので、その辺は御理解いただきたいと思います。

今の部分でちょっと、大きく見ると、私の名前が出てきましたので、私としては、そのときに山下議員が私のほうに向かって言われたのは事実で、私もそう答えましたが、そのことが原因でなったかという認識では、ちょっと今まで思っておりませんでしたので、私の名前が出てきたので、私の認識だけのことはちょっとお話しさせていただきます。

花井委員。

委員（花井守行） なので、最初は山下議員が早川議員に話しかけているところに、松原議員が休憩中だから何を言ってもいいのかというふうに入ってきたという、どうも……

（「違う」の声あり）

委員（花井守行） 違いますか。ごめんなさい。

会長（早川八郎） 陣矢委員。

委員（陣矢幸司） ごめんなさい、僕、ちょっとメモが間に合わなくて、花井委員の言われた内容、全てちょっと書き取れていなかったもので、もし書いたものがあれば、それを頂きたいなというのと、それと、この中身、意見ですよ、これは。審査会の意見として、特に具体的なことが書かれているわけでもなく、そのこと、行為についてのことが書かれているので、具体的な内容を盛り込むと、また今話のように食い違いが出るといけないので、そういった部分は除いたほうがいいんじゃないかなとは思っています。

会長（早川八郎） 花井委員。

委員（花井守行） ごめんなさい、私が間違っていれば、すみません、訂正すればいいと思うんですが、私が言っているのは、こういうきっかけがあったという事実を記載すべきだと。一応これ意見ですので、もし間違った箇所があれば、皆さんできちんと正しく、8回行った審査会どおりに直していただければいいので。

私が言いたいのは、このきっかけがあったから、山下さんは声を荒らげたりしながら進んでいったみたいな証言になったということ。

会長（早川八郎） 陣矢委員。

委員（陣矢幸司） 中に「該当行為に至るに当たり」という文章がそれであって、きっかけ等中身については、それまでの審査の文字起こしの部分ですとか、そういったものを見て判断していただければいいんじゃないかとは思っています。

以上です。

（傍聴席から発言する者あり）

会長（早川八郎） 傍聴者の方に申し上げます。先ほど、再三来注意したにもかかわらず、なお会長の私の命令に従わないので、尾張旭市議会委員会条例第67条及び尾張旭市議会傍聴規則第14条

の規定に準じて、そちらの傍聴者の方の退場を命じます。

(傍聴席から発言する者あり)

**会長（早川八郎）** それでは、会議を続けます。

陣矢委員、再度お願いします。

**委員（陣矢幸司）** 今、花井委員の言われた、盛り込んでほしい文章がちょっとメモが追いつかず、どの内容になるのか、書いたものがあれば、私、頂きたいのと、それを見ながら、またここで中身を確認するののかというところの判断をちょっとお願いしたいところと、私の意見としては、具体的な部分というのは、最初の「当該行為に至るに当たり」に含まれているので、具体的なことは除き、この内容でいいのではないかと思います。

以上です。

**会長（早川八郎）** ほかの委員の方、何かありましたら。

今、陣矢委員のほうから、花井委員が追記してほしいという部分が「当該行為に当たる」というところに当たるのではないかなということ、具体的な内容ではなくて、ここの部分で、ここで判断でいいんじゃないかということですね。これは議長のほうに出ささせていただく資料となりますので、皆さん、その辺りは御理解いただきたいと思います。

じゃあ、引き続き意見があれば、ほかの委員の方で。

櫻井委員。

**委員（櫻井直樹）** これ、審査結果の報告書の中の部分ですので、私も必要なものは書き込むべきだというふうには思うんですけども、陣矢委員が言われるように、事のいきさつの事実と申しますか、概略については、該当行為に当たる、いわゆる違反すると認定した、それについて、「当該行為に至るに当たり」、ここの部分が経緯というふうな読み取りですよ。相手議員の言動に対して、山下議員も意見を述べられたけれども、解決すべき方法で、おなかで押すという有形的な行使をしてしまったので、それは正当化すべきものではないという適切な内容が僕は書かれていると思います。

先ほど花井委員が言われた内容については、今まで確認してきた内容と、自分はちょっと違うんじゃないかなというふうな思いもあるので、一度花井委員の誤解を解かないと、審査会としてはいけないと僕は思うので、私の意見です。もう一度ゆっくり、先ほど付け加えていただきたいという内容を読んでいただいて、それちょっと違うんじゃないというふうなところは確認したいというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

**会長（早川八郎）** ほかの委員の方、どうですか。

今、櫻井委員のほうで、再確認をしたいというお話がありましたが、もう一回。

秋田委員。

**委員（秋田さとし）** 今、櫻井委員の言われるとおり、もう一度、花井委員にゆっくりと説明していただいて、私もちょっとずれているなという部分が見受けられましたので、それをひもとくためにも、もう一度、花井委員に書いたものがあるんでしたら、それを読んでいただいて、皆さん

で意見を言ってもいいのかなと思います。

以上です。

会長（早川八郎） 分かりました。

丸山委員、それでよろしいですか。

丸山委員。

委員（丸山幸子） 書き留められませんので、コピーしていただけませんか。

会長（早川八郎） ちょっとコピーの前に。

議事課長、どうぞ。

議事課長 こういった審査会の場で、会の主宰である会長のほうから、この資料を配りますということであれば、配ることはできるんですけども、一委員から配ってほしいとか、そういう話があった場合には、会の中で諮っていただいて、配ることを認めていただければ配付は可能かと思いますが、花井委員がこれコピーして配ってくださいと言われたからといって、ちょっと事務局のほうで配ることはできませんので、会で確認いただければと思います。

会長（早川八郎） 取りあえず、口頭でゆっくり、まず一つずつ言っていただけますか。

花井委員。

委員（花井守行） いいですか、皆さん。

監査委員にさかえ議員の……

（「どこに入れたい」の声あり）

委員（花井守行） どこについて、どういうことですか。

（「どこにその部分を入れたいか」の声あり）

委員（花井守行） 2ページ目の上から4行目の「山下議員は意見を述べられたが」とある意見の内容に当たるんですが、よろしいですか。その内容として、行きますよ。「監査委員にさかえ議員の名前が挙げたことを受け、監査役にふさわしいかどうかなどを早川議員と話している中で、松原議員が何を言ってもいいのかという発言がこの件の始まりであるという意見を述べられたが」というふうに挿入していただきたいというお願いです。

会長（早川八郎） まず一つですね。

すみません、委員の方、許可があれば、私に少し発言させていただいてもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

会長（早川八郎） 花井委員が今おっしゃった、早川議員に不正の疑惑がどうのこうのというお話がありましたけれども、私と監査委員の件でというお話がありましたけれども、私、話はしておりませんが。私が認識しているのは、山下議員が談合するなよと言って、違うよと言っただけです。それが会話となるのであれば、個人的には、私はそれは話していないとしか言えません。

花井委員。

委員（花井守行） なので、細かい描写はここで正していただければいいので、とにかく私は、きっかけが起こった話の、録音にもあったとおり、あそこの出来事が始まりだということを市民の

皆さんに分かるように伝えていただきたい、そういうことを挿入していただきたいということで  
すね。この私の文章は、間違っていれば正してください。

以上です。

**会長（早川八郎）** 陣矢委員。

**委員（陣矢幸司）** きっかけがここだということについても、多分それぞれ、もしかしたら受け止め方が違うかもしれないので、それぞれの意見が出るかもしれません。やはりこの文章についても、意見を述べられた内容であるならば、過去の資料を見ていただければ、これは分かることなので、この意見書、審査会の意見として、この文章を入れるのは適当ではないと思います。

以上です。

**会長（早川八郎）** ほかの方。

丸山委員。

**委員（丸山幸子）** 私も、この報告書の段階で、いつ誰がこういう発言をしたというところの部分というのは必要がないというふうに思っております。

**会長（早川八郎）** ほか。

秋田委員。

**委員（秋田さとし）** 私も細かいところまでは、この部分では必要ないと思います。

以上です。

**会長（早川八郎）** じゃあ、櫻井委員。

**委員（櫻井直樹）** 私も同意見なんですけれども、先ほど言いましたように、この3行の中に、案外よく考えられた文章だと思って、コンパクトにまとめてあると思うんです。いわゆる当該行為に至るに当たって、山下議員は意見を述べられたけれども、本当は議論で解決すべきところが有形行使をしてしまったところは正当化するものではないという、順序立てられた記述だと思うので、私は具体的な、誰がどうのこうのということは、この報告書の中には必要ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、まとめられた文章だというふうに私も思います。報告書としては細かい部分までは必要がないというふうに私も思います。

以上です。

**会長（早川八郎）** 花井委員、今のこと、皆さんから聞いて、いかがですか。

**委員（花井守行）** 私は、先ほど言いましたように、この報告書はいずれ市民の方が読むものなので、市民の方に分かりやすくということで、この件の始まりをしっかりと書くべきだということは変わりありませんので、逆に皆さんが、なぜ必要でないというのかも全く分かりませんが、皆さんがそうおっしゃるなら、数では勝てませんので、進行が進みませんので、これ以上押し通してもしょうがありませんので、その辺は会長、副会長にも一任しますし、と思います。

**会長（早川八郎）** 事務局にちょっと伺いますが、皆さんの意見がありませんけれども、花井委員以外の方は、正副会長はまだお話を聞いていないですけれども、これで進めるという形で問題ないですか。3分の2という枠があるんですが。

議事課長。

**議事課長** この審査会の進め方につきましては、政治倫理要綱の中で、「審査会の議事は出席委員の3分の2以上の同意により決定する。」とございます。ですので、要綱に違反する行為があったかないかの認定もそうですし、措置の関係の審査もそうですし、報告書につきましても出席委員の、できる限り調整のほうはしていただきたいと思うんですけども、最終的に調整がつかない場合は、3分の2以上の採決を取っていただいて決定する方法になると考えております。

以上です。

**会長（早川八郎）** ありがとうございます。

花井委員、もう一点ありましたよね。もう一点、ついでに言っていただけますか。

**委員（花井守行）** もう一点は、先ほどの文章の後、2行下ぐらいですかね。まず読み上げますよ、「本審査会においては措置の結論を得ることはできなかったが」の次で、「委員の中には議員の身分に関わる措置を求めるといった意見も出された」という「委員の中には」という紹介があるので、私も委員の1人として、今から読み上げます。いいですか、書き留めていただきたい。

まず、括弧していただいて、「第7回審査会にて、松原議員本人がこれからも負けとなるから向かっていったと証言もあり」、「おなかで押す行為は山下議員の一方的でなく、2人の同時暴行であるという意見も出されたが」と追記をお願いしたいです。

**会長（早川八郎）** 今の意見について、何かありましたら。

花井委員からすると、今の「委員の中には」というのがあるから、ほかの委員の意見はこうだったよということを入れてもらえませんかという意図でよろしいですか。

どうぞ、花井委員。

**委員（花井守行）** これも途中から参加させていただいて、私の感想ですけども、少数的な意見でしたので、少数の意見も少しぐらいは書いていただきたいなど。それで、市民の方が読むことによって、みんなの全体の中でそういう議論がされたんだなということとして書いていただきたいという思いもあります。

**会長（早川八郎）** 今の意見ありましたけれども。

陣矢委員。

**委員（陣矢幸司）** これもまたさっきの件と同じように、具体的な部分はその前の審査等資料で確認ができるかと思っておりますので、文書の中にある文言で十分理解はできると思っておりますので、それ以上具体的なところは必要ないかと思っております。

以上です。

**会長（早川八郎）** ほかの意見があれば。

取りあえず、一人一人いきましょうか。

秋田委員、何かあれば、お願いします。

**委員（秋田さとし）** 花井委員が言われる少数意見というのも、すごく大切なことだと思うんですけども、今言われた言葉の中に、「2人の同時暴行であった」ということがあったんですけど

ども、これ同時暴行ということになると、この審査会を開いた、最初から開いた、8回開いた行為というのが、またちょっと変わってきてしまうと思いますし、先ほどの文章でもあったんですけども、ちょっと細かく書き過ぎちゃう部分も出てくるのかなと思うので、なくてもいいのかなど。

花井委員が言われる少数意見というのは、とても大切なことだとは理解しておりますけれども、ここの部分ではそれは必要ないのかなと思います。

以上です。

**会長（早川八郎）** 丸山委員。

**委員（丸山幸子）** この部分の記述は、措置についてのことが書かれているところなので、今花井委員が言われた2人の同時暴行であるとかといった文章は、ここにはそぐわないのではないかと思います。

議員の身分に関する措置を求める意見も出されたという、この議員の身分に関わる措置というのは、議員辞職勧告のことかと思われるんですけども、それ以外のことの意見がここに書いてあるかという、書いていないんですよ。なので、そこであえて、花井委員が言われた意見を入れるのはどうかと思います。

以上です。

**会長（早川八郎）** 櫻井委員。

**委員（櫻井直樹）** 審査結果報告書というものの意味をちょっとよく考えてみると、表文から、こういうことが起こって、審査結果として、委員会は全員賛成で、おなかを押した行為ということを認定したわけです、審査結果としてね。措置の内容として、意見は四角囲みなんですけれども、審査会の意見をこの15行ぐらいでまとめた中で、先ほどの同時暴力行為だという認定意識は、委員会の中では私はないと思います。いろいろな事情があったにせよ、自分から体を当てたという部分を認定したことが最初にあったんだと僕は思います。

少数意見として、物事の捉え方としては、各委員がいろんな物事の捉え方があるわけです。それを、私はこう思うというふうなことをここの意見内容として記述をしたとしたら、これは報告書としてのていが、本当に何を伝えたいのかという部分に僕はなってしまうと思うんですね。だから、そういう個人的な意見も全部ひっくるめた上で、審査会としての報告書として、今案が出ているわけですので、ここの部分については、先ほど個人的な意見も記載していただきたいというお気持ちも、これも分かるんですけども、やっぱりそぐわないかなというふうに思います。いろんな捉え方あって、いろんな意見があるので、それを全部載せなきゃいけないということになるのでと私は思います。

私自身も、いろんな事務局の方のお話を聞いた上で、ひどい惨状であったということなんかは、個人的に本当に思っているわけです。とんでもないことが起こったんだということを個人的には思っています。でも、とんでもないことが起こったんだということは、ここの報告書には僕は記述されるべきではないという、個人的な感情なので。そういうふうに私は思います。

会長（早川八郎） 花井委員、今まで皆さんの意見伺って。

はい、どうぞ。

委員（花井守行） まず、丸山委員おっしゃるように、措置のところの流れなので、確かに流れとしてはちょっとあれなので、だとしたら、もう少し上で、先ほど言った、山下議員は意見を述べた、また、一委員としてはこういう意見を述べたというところに、まず丸山委員からいくと、そこに書いていただいてもいいかなと思いました。

それから、秋田委員がおっしゃった細かく書き過ぎているという御指摘は、私は報告書そのものが、なぜ短くしなきゃいけないのかが全く分かりません。一人の議員活動を含めて、大切な判断になりますので、より細かく、それから何度も言いますが、市民の方が見て分かるように、分かりやすく、ここにまとめるべきだと思います。

それから、何回も言いますが、先ほど櫻井さんの意見でいきますと、ひどい惨状だったとおっしゃるんですが、なぜあの山下議員がそんなにまでなるほど怒ったのか、怒るのか、そのことを市民は知りたいと思います。なぜ山下議員がそんなに怒ってしまったのか。そのきっかけが、さかえ議員が監査役に挙げたところから始まっていると、山下議員は弁明しているわけですので、そこを載せる、始まりの部分の部分を載せるべきだと。なぜそれを載せていけないと皆さんが言うのかが全く分かりません。

以上です。

会長（早川八郎） ほか、よろしいですか。

いろんな御意見があるのは承りますが、報告書としては作っていかねばいけないということで、先ほど課長からありましたが、3分の2ということで、おおむね委員の方の意見としては、このままでいいという意見で捉えますが、よろしいですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） じゃあ、花井委員、申し訳ありませんが、多数という形で進めさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

ほか、ありますか。よろしいですか。

それでは、今の部分のちょっと訂正部分がありますので、ここで少し暫時休憩をいたしまして、事務局の方には正規な文を作って、いま一度、皆さんに目を通していただいて、この会議の終わった後、私が議長のほうに報告させていただく形になりますので。

花井委員。

委員（花井守行） もう一個すみません、第7回審査会の、それがまだ。

会長（早川八郎） 失礼いたしました。

じゃあ、そこの部分、お願いいたします。

委員（花井守行） 報告書資料の第7回審査会のところを見てください。そこで、ずっと読んでいきまして、最後のところ、「及び当該行為は政治倫理基準に違反することを認定した。」というところの前に、ちょっと書き方は、また皆さん考えていただきたいんですが、当日1名、賛否を

取るときに退席をし、残りの委員全員の賛成で認定したという事実を記載すべきだと思いますので、お願いいたします。

**会長（早川八郎）** 前回の会議のときに、花井委員が一度退席されたところの部分を記載していただけないかということですね。1名退席して、その後、残った6名が賛成したよということろを記述してほしいということですが、皆さん、この部分について、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

**会長（早川八郎）** 事務局さんにちょっと伺いますが、今の花井委員がおっしゃった部分が、事実としてちょっと記載されていないということで、案を考えたときに何か意図があったと思いますが、その辺もしあれば、教えていただけますか。

議事課長。

**議事課長** そうしましたら、資料2の審査結果報告書の1枚目を見ていただきたいと思いますが、頭紙といますか。「審査結果報告書」とあって、真ん中辺りに「4 審査結果」とございます。

「付託事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」があったことについては委員全員の賛成により認定し、当該行為が尾張旭市議会議員政治倫理要綱（以下「倫理要綱」という。）第3条第1項第1号の規定に反するということについては」、ここについては、先ほど花井委員がおっしゃったように、花井委員は棄権をされましたので、この記載が「出席委員全員の賛成により認定した。」ということで、第3条第1項第1号の規定に違反するということについては、7人の委員全員ではなくて、棄権をした人を除いて出席委員全員の賛成ということで記載させていただいておりますので、ここで違いを記載して、意図として記載してあると考えております。

以上です。

**会長（早川八郎）** ありがとうございます。

花井委員、ですから、今事務局のほうは、花井委員がいないところで、出席した委員で決を取ったということで、文面の一番冒頭に出ていますので、そのことで理解していただけますでしょうか。

花井委員。

**委員（花井守行）** 今、事務局の説明は分かりましたが、例えば第6回審査会は、「途中で傍聴者の議事妨害を受けたため、審査半ばで終了する」というような、当日起きた事象がここに書かれています。しかも、委員とは関係ないところのことも報告書は上がっているわけなので、第7回審査会においては、一審査員が退席したという重大なことが起こっておりますので、なぜそれをここに、だから、最初の冒頭のところは事務局が言うとおりでいいと思うんですが、第7回の審査会のこの説明のところで一文あってもいいんじゃないかということ述べておりますので、いかがでしょうか。

**会長（早川八郎）** 委員の方、何かあればお願いします。

これも、じゃあ1人ずつ、反対からいこうか。

櫻井委員、ちょっとよろしいですか。

委員（櫻井直樹） もし記載するのであれば、退席理由を書かなきゃいけないと僕は思うんですけども。こうこうこういうために1名退席、体調不良とかありますよね。1名が退席してということを知って市民に伝えることが、なぜ特段記載をしたほうがいいのかという理由が、ちょっとよく分からない部分もあるんですけども、もし、分かりません、入れるのであれば、何々のためとかということが必要なのかなと思います。

会長（早川八郎） 丸山委員。

委員（丸山幸子） ちょっと私も判断は難しいかなと思ってはいるんですけども、ここに入れてほしいという花井委員の気持ちは分かりますが。

委員（花井守行） 私の気持ちじゃないんです。

委員（丸山幸子） 私の気持ちではない。誰の気持ち。

委員（花井守行） 事実。気持ちじゃなく事実です。

委員（丸山幸子） 事実であれば、表紙に書いてありますよね。

会長（早川八郎） 丸山委員からすると、表紙に書いてあるから、このままでいいんじゃないかということですね。

委員（丸山幸子） そうですね。はい。

会長（早川八郎） 分かりました。

秋田委員。

委員（秋田さとし） とても難しい判断だとは思いますが、事務局が作っていただいた一番最初の文面、1ページ目ですか、1ページ目で4番の一番最後、「1項第1号の規定に違反するということについては出席委員全員の賛成により認定した。」とありますので、この意図というのが、出席委員1名が退室ということの意味も含めていると思いますので、このままでいいんじゃないのかなと思います。

会長（早川八郎） 陣矢委員。

委員（陣矢幸司） 僕も一緒です。

会長（早川八郎） このままでいいということですね。

花井委員、今のを伺って、どうぞ。

委員（花井守行） 先ほど櫻井委員の、退席の理由がもし必要であれば、私は退席したときに理由を述べておりますので、憲法を超えてというような、そういったような文言を言いながら退席をしております。なので、私はそれこそ、そこまでは長くなるし、議事録読めばいいと思うんで、ただ1名退席したという事実は、だから病気ではありません。理由があって退席、一身上の都合と書くかどうか分かりませんが、理由があって退席しているわけですので、その理由は議事録参照でいいので、1名退席しているという事実ですので、当然載せるべきだと思います。なぜ載せないのか、逆に分かりません。

以上です。

**会長（早川八郎）** 今、なぜ載せないかと言っている部分ですけれども、事務局からも説明ありましたが、その事実だけは冒頭では出ておりますので、その部分だけは御理解いただきたいと思っております。

花井委員。

**委員（花井守行）** 市民の方がこの報告書を見たときに、出席者全員で、途中で1人の委員が抜けたということは、ここからはどこからも読み取れないと思いますが、いかがでしょうか。

**会長（早川八郎）** 冒頭のところでは、先ほど課長から説明ありましたように、出席委員の部分ということになりますので、減っているということは、これは読み方の違いはあるかもしれませんが、一応事実としては述べておりますので。ただ、今花井委員がおっしゃった、後ろのほうのところに記載してという部分が、皆さんが今、このままでいいんじゃないかというお話がありましたので。

花井委員。

**委員（花井守行）** であれば、7名のうち6名がとかが、最初のところでもいいです、書いてあれば、少なくとも市民の方は、あれっ、1人減ったなとか読み取れるかもしれませんが、このままでは読み取れませんし、なので7回のときは、7名のうち6人の委員全員で違反することを認定したという事実を記載すればいいだけの話ですから、なぜそれを、駄目というのは、だから表紙に書いてあるということですね。私は、市民の方が分かりにくいので、具体的な数字を書くべきだと、市民が分かりやすいために書くべきだということです。

以上です。

**会長（早川八郎）** 櫻井委員、何かありましたか。よろしいですか。

これ、決を取るしかないと思いますが、いかがいたしましょうか。それか、今花井委員がおっしゃったとおり、ちょっと追記だけしてというのも別に拒みませんが。

ちょっと事務局、確認というか、教えていただきたい部分があって、これ例えば、花井委員がおっしゃった部分を少し追記するとすると、かなり問題というか、何か問題があったりするとか、ちょっと説明が悪い、ごめんなさい。

議事課長。

**議事課長** 例えば市民の方に分かりにくいということであれば、4の審査結果のところですけども、3行目のところで、「相手議員を押しした行為」があったことについては7名の委員全員の賛成により認定し」として、下のところは「6名の出席委員全員の賛成により」とか数字を入れることであれば、修正することは可能かと思えます。

**会長（早川八郎）** はい、分かりました。

花井委員、今課長から提案あった形はいかがでしょう。

**委員（花井守行）** はい、それでいいです。

**会長（早川八郎）** ほかの委員の方、今、花井委員のほうで、課長から提案あった内容でいいよというふうにおっしゃったんですが、何かあれば、よろしいですか。

秋田委員。

委員（秋田さとし） もう一度お願いします。

会長（早川八郎） じゃあ、課長、ちょっとゆっくりめでお願いします。

議事課長 「4 審査結果」の最初の「委員全員の賛成」のところが「7名の委員全員の賛成により」で、下の「出席委員全員」のところが、先ほど申しましたのは「6名の出席委員全員」ということでの案をお示しさせていただきました。

以上です。

会長（早川八郎） はい、ありがとうございます。

ですから、最初の部分のところは委員全員の7名で、次のところが出席委員の6名全員という形を追記するという意図になりますよね。

議事課長。

議事課長 そうですね、今会長がおっしゃっていただいたほう、すみません、ちょっと自分がお話したのは順番が前後してしまったんですけども、最初は7名のを自分は前に持ってこようとしたんですけども、「委員7名全員の賛成により」とすることもできますし、下のところは「出席委員6名全員の賛成により」という言い方でも。「6名の」と「7名の」を前に持つてくるのか、中に持つてくるのかの違いで、どちらがいいかは考えていただければいいかと思います。

会長（早川八郎） 花井委員、どちらでもよろしいですか。

花井委員。

委員（花井守行） 6と7がまずあれば気づくということと、あわよくば括弧して、1名退席というところを6名のところに入れば、より分かりやすいかなと思いますので、お願いします。

会長（早川八郎） はい、分かりました。

じゃあ、この辺りの文、ちょっと退席の部分はあれですけども、6名と7名という部分と、全委員というのと出席委員という部分を少し文面に追加するという御理解いただく形よろしいですか。

秋田委員、今伺った形でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

会長（早川八郎） じゃあ、この文面のやり取りのところは、ちょっと訂正の時間いただいて、少し事務局と相談しながら直しますということでよろしいですか。花井委員も、それで進めさせていただきます。

ほか、よかったですか。

（発言する者なし）

会長（早川八郎） じゃあ、事務局、これで訂正したやつを、皆さんにもう一度確認していただく時間を取るということでよろしいですね。

議事課長。

議事課長 そうしましたら、10分から15分ぐらいお時間いただければと思います。

会長（早川八郎） 分かりました。じゃあ、45分だと厳しい。

（「45分で」の声あり）

会長（早川八郎） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

会長（早川八郎） 今から一応、暫時休憩といたしますが、大体2時45分ぐらいから再度スタートしますので、皆さん御承知おきください。スタートしたときは、今の訂正があった部分を再度皆さんに確認していただくという形になります。よろしいですか。

じゃあ、これにて暫時休憩といたします。

午後2時33分休憩

午後2時59分再開

会長（早川八郎） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、まず、すみません、皆さん、再度確認で、議題1の確認をします。3名の委員からは「議員の辞職勧告を行う」、1名の委員からは「公開の議場での戒告を行い陳謝を求める」、3名の委員からは「厳重注意処分などの議長が必要と認める措置を講ずる」ということが、議題1の措置の審査のところに当たりますが、これでよろしかったですか。

（「はい」の声あり）

会長（早川八郎） じゃあ、これで議題1を終了いたします。

ここまでで行いました内容、それから、休憩の前に花井委員からとか、ほかの委員からも提案がありました内容につきましての資料のほうが出来上がりましたので、事務局に配付していただきますが、皆さんよろしいですか。

じゃあ、事務局、配付をよろしく願いいたします。

（資料配付）

会長（早川八郎） よろしいですか。

では、今資料を配っていただきましたが、表の1枚、2のところのやつを1枚差し替えという形になります。訂正部分のほうを事務局のほうから確認、発言をお願いいたします。

議事課長。

議事課長 そうしましたら、訂正後の箇所を確認させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、1ページ目の「4 審査結果」の2行目のところから読み上げてまいります。

「令和4年4月22日の各派代表者会休憩中において、お腹で相手議員を押しした行為」があったことについては委員7名全員の賛成により認定し、すみません、その2つ下ですね、「第3条第1項第1号の規定に違反するということについては出席委員6名全員（1名退席）の賛成により認定した。」、すみません、もう一点が、5の「措置の内容」のところ、5行目のところで、「3名の委員からは「厳重注意処分などの議長が必要と認める措置を講ずる。」、2名が3名に修正となっております。

以上でございます。

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

先ほど皆さん発言あった内容となりましたが、特に花井委員、希望のほうは入れさせていただいたつもりでおりますが、よろしいですか。

（「ありがとうございます」の声あり）

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

それでは、ただいま確認いたしました部分を修正したことで報告書とすることで、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

異議もないようですので、審査結果の報告書といたします。報告書は審査会終了後、私から議長へ提出いたしますので、御承知ください。

なお、今提出、皆さんにさせていただいた上の右のところの日付がありませんが、これは今日付の日付で記載して出させていただきますので、皆さん御理解をお願いいたします。

最後に、審査結果等の公表につきまして確認しておきますが、政治倫理要綱第10条に、議長は審査結果の報告書が提出されたときは、審査会の審査概要及び審査結果を公表するものとする、措置を講じたときもまた同様とするとあります。この規定に基づき、市議会のホームページや市議会だよりでの公表がなされるものと考えております。

また、第1回の政治倫理審査会が開催された際には、プレスリリースもされております。審査会の終了に当たり、プレスリリースされるものと考えておりますので、御承知おきをお願いいたします。

議題2について何かあれば、発言をお願いいたします。よろしいですか。

（発言する者なし）

**会長（早川八郎）** はい、ありがとうございます。

以上で議題2は終了いたします。

次に、議題3、その他です。委員の皆様で何かありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

**会長（早川八郎）** 事務局、何かありますか。

議事課長。

**議事課長** 審査会の資料ですとか、そういったものにつきましては、今、ホームページのほうで公表させていただいておりますが、会議録につきましてはホームページのほうで公表しておりますので、作成ができたものから、でき次第、ホームページのほうで会議録のほうで公表していきたいと考えておりますので、御承知おき願います。

以上です。

**会長（早川八郎）** 皆さん、よろしいですか。

(発言する者なし)

**会長（早川八郎）** では、今回の審査請求事件に関する政治倫理審査会は、本日をもって終了といたします。第8回にわたり、皆さんに協力していただき、この審査会を無事終わることができました。ありがとうございます。

何分、こういう審査会は、本来はないのが当たり前のことです。今後、私も含めて皆さん、政治倫理に反しない、そして私たちの品位を保つような形で、今後も皆さん、力を合わせて尾張旭市議会を盛り上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。御協力ありがとうございました。

あと、副会長のほうからも御挨拶があります。

**副会長（日比野和雄）** 会長及び委員の皆さん、大変お疲れさまでした。今回の事件を有意義に私たち生かして、これから議員として襟を正して、議会活動を十二分にやっていきたいと思えます。本日はありがとうございました。

**会長（早川八郎）** これをもちまして、尾張旭市議会議員政治倫理審査会を終了いたします。

午後3時07分散会